代　理　人　の　有　無

地縁による団体の名称

代表者名

１　代理人の有無

有　　　・　　　無

（有りの場合）

代理人　　　　氏　名

　　　　　　　住　所

* この場合の「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び地方自治法第２６０条の１０の特別代理人をいいます。
* 該当のない場合は、「無」に〇をつけてください。

〇地方自治法

第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。